平成２４年（フ）第１１号
金沢市有松４丁目８番14号　パークサイド有松101号室、従前の住所金沢市有松２丁目10番33号
債務者　渕田　豊和
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１２号
金沢市泉野出町４丁目１番15号　泉ヶ丘グリーンハイツ602号室
債務者　宮下　光司
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２３号
長野県北安曇郡白馬村大字北城11287番地１
債務者　清水　芳枝
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７４１号
愛知県あま市西今宿六反地四40番地２
債務者　鈴木美津子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８８５号
愛知県あま市甚目寺飛殿88番地４
債務者　鈴木香津美
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８０号
愛知県北名古屋市鹿田永塚25番地　コーポアミューズ301号
債務者　鍋倉　　聡
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８１号
愛知県北名古屋市鹿田永塚25番地　コーポアミューズ301号
債務者　鍋倉由紀子（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８６号
名古屋市中村区並木１丁目236番地
債務者　池口　勝正
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３７号
名古屋市中村区東宿町３丁目５番地の７ヴィラ中村209号
債務者　彦坂　國光
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５号
兵庫県高砂市伊保東２丁目４番41―４号
債務者　中谷千佐代
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３２号
兵庫県姫路市八代747番地４
債務者　荒木　文子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４０号
兵庫県姫路市林田町林谷263番地
債務者　岡本　徳三
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４４号
兵庫県姫路市市川橋通２丁目25番地
債務者　松岡美千代
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６１号
広島市安佐南区山本５丁目30番21号
債務者　横山　明美（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０３９号
北九州市八幡東区帆柱５丁目８番９号
債務者　岩井伸次郎
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０４０号
北九州市八幡東区帆柱５丁目８番９号
債務者　岩井まゆみ
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５３号
北九州市小倉南区上曽根３丁目７番10号
債務者　岩見真理子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７３号
北九州市小倉北区大手町10番20―207号
債務者　平岡亜紀子（旧姓中岡）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部